

# 第35回

# 全国クレサラ・生活再建問題 被害者交流集会

## in群馬

# 社会保障を 充実させよう

～誰もが安心して暮らせる社会を求めて～

世界遺産登録:富岡製糸場(イメージ)

画像提供:富岡市 富岡製糸場

## —大会参加ならびにお申込みのご案内—

開催日  
2015年

### 10月24日(土) 全体会 ..... 12:30~17:30

会場:高崎市文化会館 大ホール(高崎市末広町23番1号)

※昼食場所としては高崎駅付近をお勧めしますが高崎市文化会館近くにもファミレス・コンビニ等があります。

### 10月25日(日) 分科会・総括 ..... 9:00~13:00

会場:高崎経済大学(高崎市上並木町1300)

※近くにコンビニとお蕎麦屋さん、300m位離れてバスタ屋さんがあります。

記念  
講演

### 「セーフティネットを考える ~北欧諸国を事例として~」

高崎経済大学経済学部准教授 秋朝 あきとも 氏

あやえ  
礼恵 氏

お問い合わせ・お申込み書送付先

東武トップツアーズ株式会社 館林駅支店

〒374-0024 館林市本町2-1-1(館林駅前ビル3F)  
[営業時間] 月~金 9:00~18:00 休日:土・日・祝(年末年始)

TEL:0276-73-2251 FAX:0276-72-5278

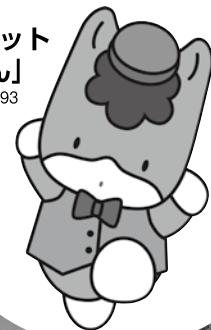
今大会は、管理面・経費面から インターネット申込を極力お願い致します。下記ホームページからお申込みできます。

実行委員会事務局 ホームページ <http://35zenkokusyuukaigunma.jimdo.com/>

〒373-0852 群馬県太田市新井町516-11 坂本ビル2F 斎藤法律事務所

群馬実行委員会事務局長 弁護士 斎藤 匠 TEL:0276-30-2345 FAX:0276-30-2346

群馬県のマスコット  
「ぐんまちゃん」  
26-141593



# 第35回 全国クレサラ・ 生活再建問題被害者交流集会 in 群馬

第35回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会in群馬 実行委員会  
実行委員会委員長 弁護士 橋口 和彦

- 1 私達は、2006年12月に改正貸金業法の成立と2010年6月の完全施行を勝ち取って高金利の引下げを実現しました。その結果多重債務被害の発生は大きく減少しました。これは「借りた方が悪い」という、いわゆる自己責任論との闘いの結果の勝利でした。私達は、まず高金利被害者の声を聞いてこれが被害であることを認識した上で強く共感し、弁護士、司法書士、被害者の会、その他関係機関・団体と連帯しながら運動体を形成しました。その上で、この被害を広く社会に訴えました。そして個別事件の救済として裁判所に提訴してこれに勝利し、今回の高金利被害救済を勝ち取りました。現在、一部国会議員の間に特例的に高金利を認めるべきとの法改正の動きがあり警戒が必要であるだけでなく、利息制限法の金利自体も高利であることからこの引き下げを目指す運動も重要です。高金利被害救済の運動が現在も重要なことには変わりがありません。
- 2 今私達は誰もが、失業、疾病、老齢、離婚死別等の家族関係の変化等(社会的障碍)により貧困に陥る可能性を持っています。多重障碍と言われるように複数の貧困に陥る要因を有している方も多い、生命に関わる問題であることから、その救済は喫緊の課題です。しかし一方で、貧困状態から救済するための社会保障の分野でも自己責任が強く主張されつつあります。市民の権利である社会保障を充実させるのは憲法25条に基づく国及び自治体の当然の公的責任ですが、自己責任論としてこれを弱めつつ自助、共助の必要性を説くものです。現に社会福祉の諸場面での後退・縮小が見られます。私達はこれに対して強く異議を唱えます。他方で、私達利用者自身も、非常に複雑と言われる社会保障制度について深く学習・研究してこれを有効に利用することが出来る力をつける必要があります。私達は、これまでの多重債務被害撲滅の運動経験を生かしながら、まずは社会的・経済的弱者の声を聞きつつ関係諸機関・団体と連帯する必要があると思います。そして生活再建に有効な社会保障制度を利用しながら現在の制度について研究することも重要です。その上で不当不法な点については法的手段に訴えてこれに勝利し、より住みよい社会をつくることを目指したいと考えます。
- 3 社会保障が充実している北欧では、国民が幸福だと感じる割合(幸福度)が高いと言われています。これは貧困に陥るのではないかという不安が小さいこと、即ち、誰もが安心して暮らせる社会であることが大きな要因であると私達は考えます。前回の広島集会では、社会保障が権利であることを確認しこれを確立することを目指すことを運動方針に掲げました。今回の群馬集会では、誰もが安心して暮らせる社会を目指し社会保障制度を一層充実させることを求めます。記念講演の講師である秋朝礼恵(あきともあやえ)准教授は、「身近すぎて意識されず、しかし一旦踏み込むと複雑で分かりにくい社会保障の基本的知識を修得する。足と頭で情報を集め、考えること。」を研究目標とするゼミナールを主宰されています。正に今回の集会テーマに相応しい講師であり、私達の運動に大きな力を与えてくれるものと確信しています。複雑で分かりにくい社会保障制度を有効に活用できるだけの技能を、まずは私達自身が身につけることを目指しましょう。私達実行委員会は、第35回群馬交流集会が、そのきっかけとなることを願っています。皆で群馬に集っていただき、大いに語り合っていただきたいと思います。



高崎白衣大観音(提供:高崎市観光協会)



群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」  
26-141593

# 第35回全国クレサラ・ 生活再建問題被害者交流集会 in 群馬

## 社会保障を充実させよう ～誰もが安心して暮らせる社会を求めて～

### 集会概要

日 時：2015年(平成27年)10月24日(土)～10月25日(日)

場 所：全体会 高崎市文化会館/大ホール(高崎市末広町23番1号)

懇親会 ホテルメトロポリタン高崎 [JR高崎駅ビル6F] (高崎市八島町222)

分科会 公立大学法人 高崎経済大学 1号館(高崎市上並木町1300)

### 詳細日程 ●10月24日(土).....

受付 11:30～12:30 受付会場:高崎文化会館

全体会 12:30～13:30 挨拶・来賓挨拶・被害者体験報告

13:30～14:20 基調報告・表彰

14:20～14:40 休憩

14:40～15:10 シンポ報告

15:10～16:50 記念講演「セーフティネットを考える～北欧諸国を事例として～」  
高崎経済大学准教授 秋朝 礼恵氏

16:50～17:30 質疑・小括

懇親会 19:00～21:00 会場:ホテルメトロポリタン高崎

### ●10月25日(日).....

受付 8:45～9:00 受付会場:高崎経済大学

分科会 9:00～11:45 (詳細は分科会一覧表をご覧ください)

総括 12:00～13:00

※尚、10月25日(日)14:00～16:30に分科会会場にて、

「社会保障を充実させよう～誰もが安心して暮らせる社会を目指して～」が行われます。

詳細は後日案内されますので、別途お申込みください。

※富岡製糸場とこんにゃくパークツアーアーは、6ページをご参照ください。

### 記念講演

## セーフティネットを考える～北欧諸国を事例として～

講師 秋朝 礼恵氏  
(高崎経済大学准教授)

講師略歴

東京大学経済学部卒業後人事院勤務および早稲田大学大学院  
社会科学研究科博士課程を経て、2011年4月より高崎経済大学  
経済学部講師、2013年4月より現職。

【講師著作】  
2014年度発表分のみ

雑誌記事「開かれた社会構築のために:スウェーデンの情報公開」、2014年、「Excellent Sweden CARING」Vol.16. pp.104-109.  
論文「スウェーデンの子育て支援について」、2014年、「生活協同組合研究」Vol.464. pp.32-41.  
論文「スウェーデン・モデルに関する一考察」、2014年、高崎経済大学地域政策学会「地域政策研究」第17巻第2号、pp.87-103.  
論文「財政再建の政治経済学:痛みの分から合い方」、2014年、岡澤憲美編著「北欧学のフロンティア」ミネルヴァ書房、pp.373-387.  
論文「Reflections on the Evolution of the Swedish Model: Machinery for Innovation」、  
2015年、in Organization for European Studies. Japanese journal of European Studies, 2015 vol.3. pp.12-26.

## 分科会一覧表

平成27年10月25日(日)

申込番号	分科会タイトル	分科会内容	担当団体
1	<b>被害者の会の役割を考えるとともに、生活再建問題の相談をどのように対応するか？</b>	被連協は、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会と名称を一新し、新たな分野の相談も受け付けています。各被害者の会の対応を確認し、研修方法や関連団体との連携を話し合い、持ち帰っていただくことが本研修の主眼です。また、各被害者の会も世代交代について考へる時期に来ていると思います。どのように組織の世代交代を図るか、世代交代を進めている団体に話を聞く機会を設けようと考えています。	全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会
2	<b>サラ金問題の現状と課題</b>	全国クレサラ・生活再建問題対策協議会傘下団体のうち、サラ金問題を扱う団体により、それぞれが現在取り組んでいる課題について、現状と将来の展望を、リレー方式で報告をすることにより、参加者全員が問題意識を共有するような内容にしたい。	利息制限法利引下実現全国会議 43条対策会議 武富士の責任を追及する全国会議 武富士・日栄債権取立対策会議 全国ヤミ金融・悪質金融対策会議
3	<b>自治体における生活困窮者支援の現状と多重債務対策・自殺対策との連携のあり方</b>	生活困窮者自立支援法の施行から半年が経過しました。施行により福祉事務所設置自治体の全てに相談窓口が設置されましたが、運用についてはまだ手探り状態の自治体が多いと思われます。そこで、当分科会では、現時点での施行状況や課題を確認するとともに、この法律のもつ可能性について検討したいと思います。特に、複合した問題を抱えた生活困窮者の生活再建には、自殺対策や多重債務対策を含めた自治体内外での各部署との連携が重要であること、また、生活困窮者の発見のきっかけとなる徴収部門との連携や、生活再建の要の1つであるセーフティネット貸付の重要性について確認したいと思います。	行政の生活再建対策の充実を求める全国会議 セーフティネット貸付実現全国会議
4	<b>生活扶助・住宅扶助・冬季加算引き下げにどう対応するか</b>	2013年8月から史上最大の生活扶助基準の引き下げが始まりました。これに対しては、全都道府県で2万件を超す審査請求が提起され、22道府県で700名を超える原告が裁判に立ち上がっています。さらに2015年には住宅扶助基準・冬季加算の引き下げが決められており、生活保護利用者の生活は大きな危機にさらされています。当分科会では、こうした動きに対して、どのように対応していくか、皆さんとともに学びたいと思います。	生活保護問題対策全国会議
5	<b>クレプトマニア(窃盗症)</b>	止めたくても止められない万引きが服役などの刑事罰につながり、家庭が崩壊し、自身も生きづらさから自死を選ぶなど悲劇が後を絶たない。万引きの認知件数は約13万件(2013年)で、クレプトマニア(窃盗症)という病名が付けられていながら、まだその対応は緒に着いたばかりだ。当分科会ではクレプトマニア問題での現在最高の水準の医療や司法や支援を紹介しつつ、今後のネットワーク作りを模索したい。また、貧困とクレプトマニアの問題も考えたい。	依存症問題対策全国会議
6	<b>子どもの貧困と養育費～声なき声に耳を澄まそう～</b>	現在、わが国では6人に1人の子どもが貧困状態にあり、子どもがいる現役世帯のうち2世帯に1世帯が貧困状態にあります。本分科会では、わが国における子どもの貧困の状況を明らかにし、子ども、そしてひとり親家庭の生活再建のためにどのような社会支援及び社会福祉が必要かを考えます。また、生活再建のツールのひとつとして、大きな問題が「養育費の未受給、取り決めの少なさ」です。離婚母子家庭のうち、養育費を受給している世帯は20パーセントに過ぎません。この問題について、当会で8月2日に実施した全国一斉相談会の結果と、相談会に寄せられた「声」を明らかにし、養育費の支給を通じた生活再建の可能性を考えたいと思います。	全国青年司法書士協議会
7	<b>「住まいは人権」一借家人の権利を学んで実践しよう！</b>	家賃を滞納したら厳しい取立てを受け、自宅から追い出された…建物が古くなったからといきなり出て行くように言われた…悪質な「追い出し屋」や立退業者などにより、民間賃貸住宅1250万戸で住もう借家人の住み続ける権利が脅かされています。借家契約における借家人の地位や権利がどのように守られているのか、不当な業者による要求を跳ね返し、安心して住み続けることのできる権利、安心できる住まいを求める権利を学び、実践する取組を始めましょう。明日からの相談にすぐに役立つ知識やノウハウが学べます。 *民間賃貸住宅をめぐる課題と借家人の権利～入居から退居まで *追い出し屋被害の救済の理論と実践 *不当な立退要求に反撃する	全国追い出し屋対策会議 生活弱者の住み続ける権利対策会議
8	<b>司法・福祉の連携による実践報告～被疑者・被告人及び矯正施設出所者への福祉支援～</b>	「累犯障害者」という言葉を知っていますか、「万引き」や「窃盗」という軽微な犯罪を繰り返し刑務所へ出入りを繰り返す障害者たちです。彼らは「福祉」のネットワークからもれ、取り調べや裁判の段階でもハンデへの支援は行き届いていません。また矯正施設に受刑されている方々の中には知的障害の疑いの方が25%、精神障害者や認知症高齢者等何らかのハンデを抱えている方は50%を越えると言われています。彼らにとってどのような支援が求められているのでしょうか。その現状に際し、福祉と司法がどう連携する事が必要なのでしょうか、社会と刑務所を行き来している障害を持った人たちを支援するためには刑務所に入る「入口」と刑務所から出所する「出口」の段階でそれぞれ支援するのではなく入り口から出口までつなぎ継続的に支援する組織的連携やセーフティーネットの充実が必要です。そのため当分科会では司法と福祉の連携について先駆的に取り組まれている千葉県、静岡県の各福祉関係者、弁護士よりご報告いただき、また刑務所役員後の支援として群馬県地域生活定着支援センターでの取り組みを報告いたします。	一般社団法人 群馬県社会福祉士会

申込番号	分科会タイトル	分科会内容	担当団体
9	ストップ悪質消費者被害 ～差止請求権の可能性	<p>6.2兆円とも言われる消費者被害を食い止めるには、個別の被害救済だけでは足りない。悪質業者は、自ら「声」を上げた消費者に対してのみ対応するだけで、声を上げない大多数の消費者に対しては、当該違法無効な条項を利用し、不当な利益をとり続けるからである。</p> <p>そこで、消費者契約法は、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体に「差止請求権」を付与している。差止請求権は、訴訟によって、事業者の「不当勧誘」や「不当な条項の使用」を中止させることができる。被害の原因となる「元」を叩くことにより、将来の消費者被害を防止することができる。しかし、現在、全国で適格消費者団体は、12しかなく、数多くいる悪質業者による被害を防止することができない。このような事態を踏まえ、昨年から、クレサラ被害の活動を中心としていた当会が、新たに適格消費者団体の認定を目指す活動を開始した。クレサラ被害対策を消費者被害一般に広げる団体の可能性と差止請求権の可能性について理解を深めたい。</p>	消費者支援群馬ひまわりの会 (現地実行委員会)
10	その差押え、違法です! ～過酷な地方税・国保税の滞納処分とたたかう!	<p>近年、全国の地方自治体では、地方税や国保税の滞納による財産の差押さえが過酷さを増しています。特に、群馬県前橋市では、人口約34万人に対して年間の差押え件数が8000件から9000件と、異常な件数の差押さえが行なわれています。しかもその中には、差押えが禁止された財産(給与、年金、児童養護手当など)を、銀行口座に振り込まれた瞬間に差し押さえられるという、違法の疑いの強い差押えが含まれています。このような差押さえは、国民の最低限度の生活を奪かず不当なもので。本分科会では、鳥取県によるこのような差押えを違法と判断した判決(鳥取地裁、広島高裁松江支部)に基づき、全国で猛威をふるう過酷な財産差押えとの戦い方を学びます。</p>	市税を考える市民の会 (現地実行委員会)
11	非正規労働者の権利確立のために何をなすべきか	派遣法改悪の動向とこれからの権利闘争をどうつくるのか。均等待遇を実現する道をどうつくるのか。今後の活動を展望する。	非正規労働者の権利実現全国会議
12	税と社会保障のあり方を考えよう! ～信頼と合意に基づく社会へ～	<p>基調講演 佐藤 滋 准教授(東北学院大学) 市民の生存と尊厳を守るために信頼に基づく強靭な財政を構築し、普遍主義的な社会保障整備をするためには何が必要か。講師と参加者で話し合います。</p> <p>参考図書 税制抵抗の財政学(岩波書店)</p>	公正な税制を求める市民連絡会
13	奨学生問題と若者の困難	<p>奨学生問題への私たちの取組みは、2014年4月の制度の一部改正につながり、文科省の「学生の経済的支援に関する在り方検討会」でも、本格的な所得運動型返還制度の導入等を提言するなど、制度の改革に向けた議論が活発化しています。そして、その取り組みの中で見えてきたのは、現代の若者が抱える大きな困難でした。非正規雇用の拡大に見られる雇用の不安定、横行するブラックバイト、人とのつながりの希薄化。若者は今、前の世代とは全く異なる困難の中にいます。若者に今、何が起こっているのか、私たちは何をすべきか、若者の問題に取り組む皆さんとともに、皆で考えたいと思います。</p>	奨学生問題対策全国会議
14	地方消費者行政の充実強化と特商法・割販法改正の動き	前半は、消費生活相談窓口の拡充や地域連携の在り方、地域連携の核となる人材育成について消費者安全法の仕組みや各地の取り組み等について報告・議論します。後半は、不招請勧誘規制等大きな動きが期待される特商法・割販法の法改正の動きについて報告・議論します。弁護士・司法書士はもちろん、消費者行政担当職員の方、消費生活相談員の方にもおすすめの分科会です。	クレジット被害対策・ 地方消費者行政充実会議

## オプション企画

10月25日(日) 14時～16時半 分科会会場内で開催

※申込み方法など詳細は、後日案内がありますので別途お申込みください。

オプション企画	<b>社会保障を充実させよう ～誰もが安心して暮らせる 社会を目指して～</b> <p>給料が少なくサービス残業を強いられる。家賃が滞納、妻も悩んで体調すぐれず。こんな家族への支援方法を、事例を通してグループワークと専門家の解説を交えながら学ぶ、必見の社会保障問題実践講座です。 是非ご参加下さい</p> <p>コメンテーター 常岡 久寿雄弁護士 小野 順子弁護士 事例解説 生水 裕美さん(野洲市役所) 宇都宮誠実さん(野洲市役所)</p>	社会保障問題研究会
---------	---	-----------

# 第35回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会in群馬 大会 お申込み手続きのご案内

【交流集会(全体会及び分科会)・懇親会参加登録・分科会・宿泊プラン】

## ① 交流集会・懇親会参加登録について

交流会参加登録料(全体会・分科会参加費を含みます)

- 一般参加者 3,000円
- 弁護士・司法書士 10,000円

懇親会参加登録料(ピュッフェ形式)

- 一般参加者 5,000円
- 弁護士・司法書士 7,000円

※交流会参加登録料のご返金は致しかねます。予めご了承ください。  
※集会当日は「QRコード付参加券」を受付にご提出願います。  
※大会事務局に代わって東武トップツアーズ㈱が代行收受いたします。

管理面、経費面等を考慮して、  
大会管理システムを導入しました。  
極力インターネットからのお申込みをお願い致します。

第35回全国クレサラ・生活再建問題  
被害者交流集会in群馬ホームページ  
<http://35zenkokusyuukaigunma.jimdo.com/>

・当日お持ちいただく「参加券」や確認証・請求書等がご自宅のパソコンに接続しているプリンターから印刷できます。  
(郵送費削減)

・当日の受付もQRコード付参加券・ネームカードの読み取りで、迅速かつ正確に出席状況の集計が可能です。

## ② 分科会について

2日目《10月25日(日)》に開催される分科会の希望をご記入ください。会場の都合上、ご希望の分科会に参加できない場合もございますので、第2希望までご記入ください。

また、当日乗合バスの増便を群馬バス㈱にお願いしています。高崎駅西口から出発しますので、ご希望時間をご記入ください。

乗合バスのご案内 高崎駅西口 → 高崎経済大学入口(所要:約15分・運賃:300円)

- ① 7時50分出発(増便) → 高崎経済大学入口行(8:05着予定)
- ② 8時00分出発(増便) → 高崎経済大学入口行(8:15着予定)
- ③ 8時10分出発(増便) → 高崎経済大学入口行(8:25着予定)
- ④ 8時20分出発(増便) → 高崎経済大学入口行(8:35着予定)
- ⑤ 8時30分出発(定時) → 棟名行(高崎経済大学経由)(8:45着予定)

尚、乗合バスですので一般の方も乗車されます。乗車を確約するものではございません。  
希望に添えない場合もございます。予めご了承ください。

## ③ 宿泊プラン

東武トップツアーズ(株)館林駅支店が企画・実施する募集型企画旅行です。  
8ページのご旅行条件をご確認の上、お申込みください。

宿泊日 2015年10月23日(金)・24日(土)・25日(日) 3泊

宿泊条件 1泊朝食付、サービス料・税金込、お一人様あたり料金

添乗員 同行いたしません。参加者様のパソコンから印刷した(または支店から送付する)(宿泊予約確認書)を直接、宿泊施設フロントにお渡しください。

最少催行人員 1名様

■下記の宿泊施設をご用意いたしております。

ホテル名	部屋 タイプ	ご旅行代金(宿泊代金)			申込記号	アクセス
		10/23(金)	10/24(土)	10/25(日)		
ホテル メトロポリタン高崎	シングル	11,000円	11,000円	11,000円	①-S	JR高崎駅直結
高崎ワシントンホテルプラザ	シングル	7,000円	8,800円	6,500円	②-S	JR高崎駅徒歩3分
ホテルルートイン高崎駅西口	シングル	6,600円	6,600円	6,600円	③-S	JR高崎駅徒歩7分
高崎ビューホテル	シングル	7,150円	7,150円	7,150円	④-S	JR高崎駅徒歩15分

※ツインをご希望の場合は、東武トップツアーズ(株)館林駅支店にお問い合わせください。

※特定のホテルにご希望が集中する場合がございます。その際は、上記施設の中からご希望以外の施設をご案内させていただく場合がございますので、ご了承ください。

※朝食が不要の場合でも、ご返金はできません。個人的性質の諸費用及びこれに伴うサービス料金と諸税は、各自ご清算願います。

## ④ 世界遺産 富岡製糸場見学とこんにゃくパークツアー

東武トップツアーズ(株)館林駅支店が企画・実施する募集型企画旅行です。8ページの旅行条件をご確認の上、お申込みください。

ご旅行代金(お1人様) **7,500円**

募集人員 **40名様** 最少催行人員 **20名様** お食事 昼食(弁当・お茶付) 添乗員 同行します

10/25(日)	※昼食は車内でお弁当(お茶付) 高崎経済大学 —— 世界遺産 富岡製糸場 —— こんにゃくパーク —— 高崎駅 富岡市内散策 13:30 14:30 16:00 16:15 17:15 (試食・お買物) 18:15
----------	---

※お申込みは受付順とし、満員になり次第締切とさせていただきます。

※申込み人員が最少催行人員に満たない時は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前に旅行中止のご通知をいたします。

※ご旅行代金に含まれるもの:旅行日程に明示した貸切バス代それに伴う駐車場代、食事費用、入場料を含みます。

※行程は交通状況により時間が変更になる場合がございます。接続の列車等を予約される場合は余裕を持ってお願いいたします。

遅延により、接続列車等の交通機関に取消料が発生した場合でも、当方では負担できません。ご了承の上、お申込みください。

## ⑤ お申込み方法とお支払い

①交流会参加登録(全体会・分科会)・懇親会・宿泊プラン・世界遺産ツアーともインターネット申込みができます。お支払いに関しましては、ご参加者様のパソコンから請求書・必要書面が 출력できますので、5営業日以内に銀行振込にてお願いいたします。

②書面でのお申込みをご希望の方は、別紙申込書に必要事項を記入のうえ、東武トップツアーズ(株)館林駅支店へ郵送またはFAXにて直接お申込みください。電話でのお申込みは承れません。FAXでお申込みの方は着信の確認を必ずお願いいたします。申込書到着後、5営業日以内に予約確認およびお支払い方法のご連絡をします。弊社からの連絡がない場合、お手数ですがお客様から確認のご連絡をくださいますようお願いいたします。

**申込み締切:2015年9月11日(金) 17:00必着でお願いします**

お支払いは、請求書記載の口座宛 期日までに銀行振込にてお願いいたします。(振込手数料はご負担ください)  
弊社にて入金確認後、ご参加者様のパソコンから必要書面(全体会、分科会、懇親会参加証や宿泊確認証等)が出力できます。郵送・FAXでお申込みの方には、9月下旬を目途に必要書類をお送りいたします。

※お申込み後に変更・取消される場合、各申込み項目ごとに記載の取消料を申し受けます。

詳細は以下「⑥ 変更・取消について」の項をご確認ください。

## 6 変更・取消について

- ①インターネット申込みを行なった予約を変更・取消する場合、同様にインターネットから変更・取消が可能です。
- ②申込書利用で申込みを行なった方は、申込書の「変更・取消」に○印を記入し、FAXにて受けいたします。  
FAX送信後、必ず着信確認をお願いいたします。東武トップツアーズ株館林駅支店まで、ご連絡ください。
- ・取消基準日は、弊社営業日・営業時間内とさせていただきます。
  - (トラブル防止のため、お電話での変更・取消は一切お預かりいたしません。ご了承ください。)
  - ・旅行開始後の取消につきましてはお電話にて承ります。
- ③お申込み後の取消につきましては下記の各取消料を申し受けます。ご入金後のご返金は、取消料を差し引いた金額を大会終了後、銀行振込にてご返金させていただきます。

**取消料** (受付は弊社営業日・営業時間内とさせていただきます。)

### ●懇親会…10/24 ホテルメトロポリタン高崎

前日から起算してさかのぼって	取消料
8日前まで(10/16以前)	無料
7日前から3日前まで	懇親会費の50%
2日前(10/22)以降および無連絡	100%

### ●宿泊プラン

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日 前日	旅行開始日 当日	旅行開始後 または 無連絡不参加
	6日前まで	5日前～2日前まで				
取消料	無料	30%	40%	50%	100%	

※旅行開始日とは、宿泊当日の午前0時です。当日の午前11時以降にお申し出の場合は旅行開始後の取消料を申し受けます。

### ●世界遺産 富岡製糸場とこんにゃくパークツアー

取消日	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって			旅行開始日 前日	旅行開始日 当日	旅行開始後 または 無連絡不参加
	11日前まで	10日～8日前まで	7日～2日前まで			
取消料	無料	20%	30%	40%	50%	100%

※旅行開始日とは、10月25日(日)の午前0時です。

【お申込み先・お問合せ】(企画旅行・実施)

**東武トップツアーズ 株式会社 館林駅支店 担当:阿部・山田**  
**TEL: 0276-73-2251 FAX: 0276-72-5278**

観光庁長官登録旅行業第38号 〒374-0024 群馬県館林市本町2-1-1 館林駅前ビル3F

営業日・時間: 月～金 9:00～18:00 (土・日・祝日休業)

総合旅行業務取扱管理者 川崎 啓次

e-Mail : 53025@tobutoptours.co.jp

http://www.tobutoptours.co.jp/



ボンド保証会員



旅行業公正取引  
協議会会員

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。  
このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく  
旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

客国 15-198

# 旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社館林駅支店(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面(最終日程表)、並びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

## 1.お申込み方法・条件と旅行契約の成立

- (1)当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。
- (2)「大会お申込み手続きのご案内」によりお申込みください。
- (3)旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

## 2.旅行代金のお支払い

旅行代金は、「大会お申込み手続きのご案内」『5、お申込み方法とお支払い』の条件によりお支払いいただきます。これ以後にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

## 3.旅行代金に含まれるもの

「大会お申込み手続きのご案内」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

## 4.旅行内容・旅行代金の変更

- (1)当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与しない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。
- (2)お申込みいただいた人数の一部を取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が変更となる場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

## 5.旅行契約の解除

- (1)お客様は、「大会お申込み手続きのご案内」『6、変更、取消しについて』記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日とは、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時の基準となります。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。
- (2)お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数を取消される場合も、上記取消料の対象となります。
- (3)申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

## 6.旅程管理及び添乗員等の業務

- (1)添乗員は同行いたしません。
- (2)必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行なっていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

## 7.当社の責任及び免責事項

- (1)当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合に限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)
- (2)お客様が、次のような当社の関与しない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。  
①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止  
②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止  
③自由行動中の事故  
④食中毒  
⑤盗難  
⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

## 8.旅程保証

- (1)当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～⑧にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。
- ①旅行開始日又は旅行終了日  
②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地  
③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものの変更  
④運送機関の種類又は会社名  
⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更  
⑥宿泊機関の種類又は名称  
⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件  
⑧前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項
- (2)ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。
- ①次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)  
ア.旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変 イ.戦乱 ウ.暴動 エ.官公署の命令

オ.欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止 カ.遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ.旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

- (3)当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同等又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

## 9.特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外來の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金 旅行者1名につき15万円以内。

## 10.お客様の責任

(1)お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2)お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

- (3)旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

## 11.個人情報の取扱い

- (1)当社は、申込みの際提出いただいた申込書に記載された個人情報について、お客様との連絡のために利用させていただくほか、申込みの旅行における運送・宿泊機関等が提供するサービスの手配・受領のための手続に必要な範囲内及び当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続上必要な範囲内で、当社と個人情報の取扱いについて契約を締結するそれら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供させていただきます。また、事故等の発生に際し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・外務省その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。このほか、当社では旅行を実施する上で必要な手配を行うため、提携先に個人情報を預託することができます。また、当社及び当社と提携する企業の商品やサービス・キャンペーンのご案内、旅行に対するご意見・ご感想の提供やアンケートのお願いなどのためお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

(2)個人情報の取扱いに関するお問い合わせ、又は個人情報の開示、訂正、削除等について、当社所定のお手続きにてご案内いたしますので、取扱店の顧客個人情報取扱管理者へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

## 12.お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

## 13.その他

(1)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2)この旅行条件・旅行代金は27年7月1日現在を基準としております。

(H27.4版)

## ●お問合せ・お申込みは

【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号



東武トップツアーズ株式会社

館林駅支店

群馬県館林市本町2-1-1

TEL:0276-73-2251 FAX:0276-72-5278

営業日:月～金 営業時間:9:00～18:00

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員  
総合旅行業務取扱管理者:川崎 啓次



旅行業公正取引  
協議会会員

旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。

**「第35回全国クレサラ・生活再建問題被害者交流集会 in 群馬」**  
**[集会・懇親会参加登録・分科会・宿泊・乗合バス・観光プラン申込書]**

申込日:2015年

月 日

**新規申込・変更・取消**

該当に○印をお付けください

申込代表者名	性 別		男 · 女	(○印をお付けください)
勤務先団体名	連絡先及び、請求書・その他書類送付先( 勤務先 · 自宅 ) ←どちらかに○をお付けください			

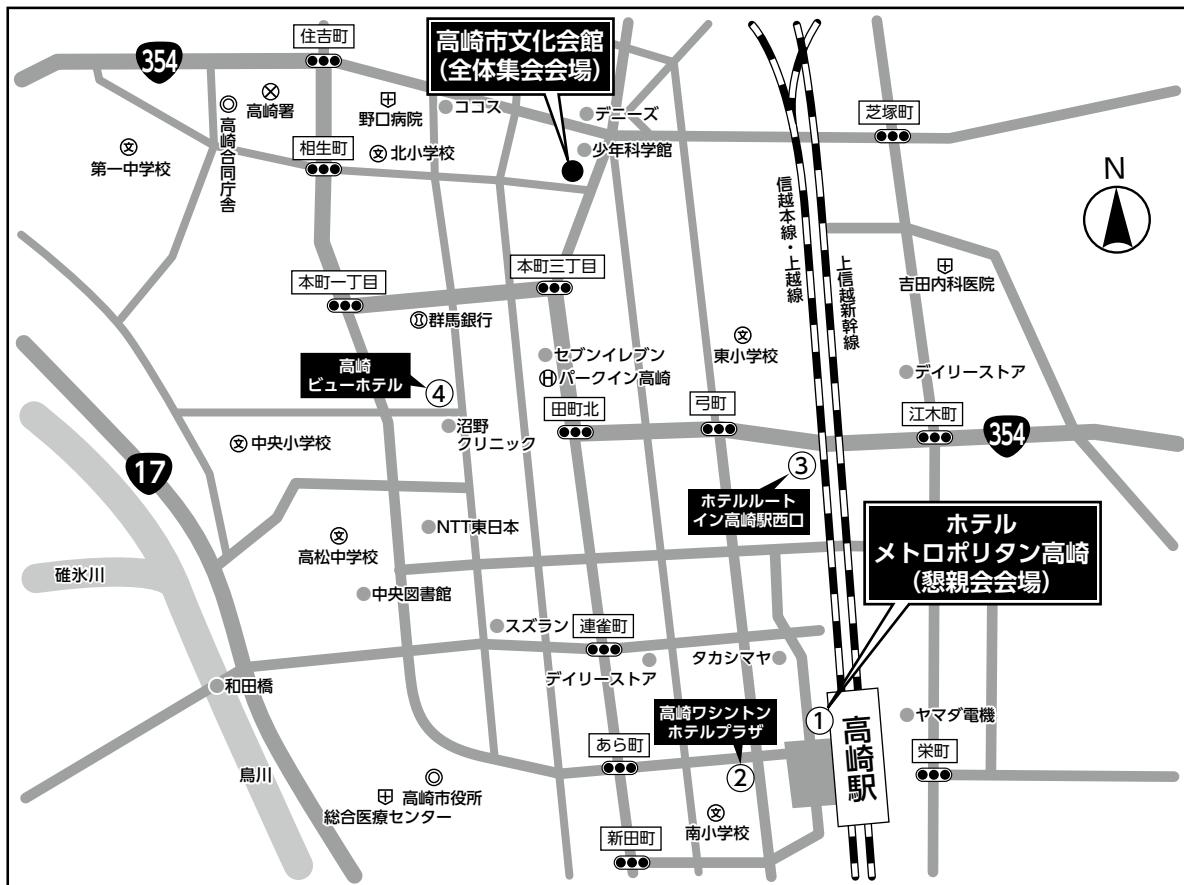
勤務先住所	〒 都道府県	電話
		FAX
		携 帯

自宅住所	〒 都道府県	電話
		FAX
		携 帯

例 氏 名	フリガナ	所属団体名・区分 ○印をお付けください	性別	全体会 10/24	乗合 バス	分科会参加希望 10/25		懇親会 10/24	宿泊プラン		世界遺産 ツアーア 10/25	備 考	
						第1希望	第2希望		宿泊日	希望ホテル 記号	同室希望者氏名		
1 群馬 太郎	グンマ タロウ (一般)	(群馬〇〇会 一般) 弁・司	男 女	○	1	1	2	○	10月23日(金) ○ 10月24日(土) ○	①-S	無し	禁煙 ○	
2	( 一般 · 弁 · 司 )	男 女						10月23日(金)					
3	( 一般 · 弁 · 司 )	男 女						10月24日(土)					
4	( 一般 · 弁 · 司 )	男 女						10月25日(日)					
5	( 一般 · 弁 · 司 )	男 女						10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					
								10月24日(土)					
								10月25日(日)					
								10月23日(金)					

## ●全体集会・分科会・懇親会・ホテル案内図



- ① ホテルメトロポリタン高崎
- ② 高崎ワシントンホテルプラザ
- ③ ホテルルートイン高崎駅西口
- ④ 高崎ビューホテル



**10月24日(土)**  
高崎市文化会館へのアクセス

JR高崎駅西口から

- 路線バス…西口バスのりばから 所要時間 約5分 (150円)
  - [群馬中央バス] 芝塚・県庁経由前橋駅行 (1番乗り場乗車→総合文化センター前)
  - [上信バス] 飯塚車庫行 (6番乗り場乗車→総合文化センター前)
  - [群馬バス] イオン高崎行・しんとう温泉行 (7番乗り場乗車→総合文化センター前)
  - [高崎市内循環バス・ぐるりん] 大八木線 中尾先回り (9番乗り場乗車→総合文化センター前)
- 徒歩…所要時間 約30分
- タクシー…所要時間 約7、8分

**10月25日(日)**  
高崎経済大学へのアクセス

JR高崎駅西口から

- 路線バス…西口バスのりばから 所要時間 約15分 (300円)
  - ① 7:50発 ② 8:00発 ③ 8:10発 ④ 8:20発 ⑤ 8:30発
- ※上記バスは休日運休の乗合バスですが、増便をお願いしていますので、割り振りは行いますが一般の方も利用しますので必ず乗車できるとは限りません。ご了承ください。
- タクシー…所要時間 約10分

※できるだけ公共交通機関を利用してくださるようお願いいたします。



高崎白衣大觀音(提供:高崎市観光協会)

- 主催:全国クレサラ・生活再建問題対策協議会、全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会、第35回全国集会現地実行委員会
- 後援:総務省、金融庁、内閣府、消費者庁、関東財務局、群馬県、前橋市、高崎市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、みどり市、吉岡町、上野村、神流町、下仁田町、南牧村、長野原町、嬬恋村、草津町、高山村、片品村、川場村、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町、法テラス群馬、上毛新聞社、朝日新聞前橋総局、毎日新聞前橋支局、読売新聞前橋支局、東京新聞前橋支局、NHK前橋放送局、群馬テレビ、FM群馬、日本弁護士連合会、関東弁護士会連合会、群馬弁護士会、日本司法書士会連合会、関東ブロック司法書士会協議会、群馬司法書士会、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会、社会福祉法人前橋市社会福祉協議会、社会福祉法人高崎市社会福祉協議会、群馬県精神保健福祉士会、消費者支援群馬ひまわりの会、ぐんまクレジット・サラ金被害対策協議会、反貧困ネットワーク埼玉、反貧困ネットワークぐんま、青年法律家協会群馬支部、全国青年司法書士協議会、女性と子どものためのぐんま支援センターNPO法人ひこばえ

(順不同)